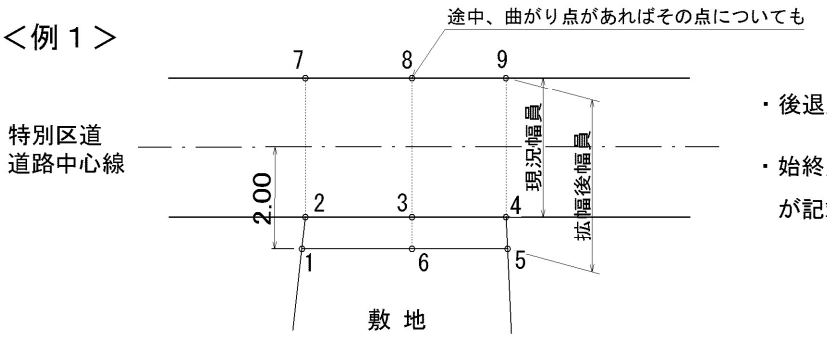
狭あいな特別区道の拡幅について相談・協議をされる方へ

建築計画等に伴い、特別区道が建築基準法第４２条第２項となっている場合には、道路拡幅整備工事が必要となります。この道路拡幅による後退用地については、最終的に皆様から寄付または無償使用承諾をいただいた場合は、特別区道に編入しています。

この後退用地については、皆様に面積・形状を示した図面を作成していただく必要があり、詳細は下記担当係からご説明しますので、ご相談願います。

［図面の概略例］下記の要領で作成して下さい

＜例１＞

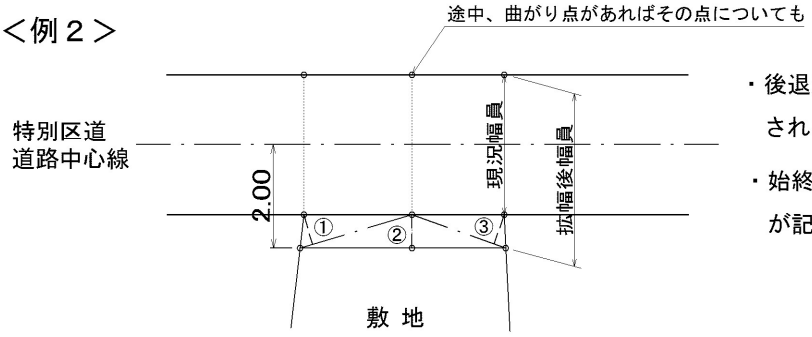


・後退用地及び対側の1～9の各点が**座標化**されていること

・始終点及び各曲がり点において、現況幅員及び拡幅後の幅員が記載されていること

または、

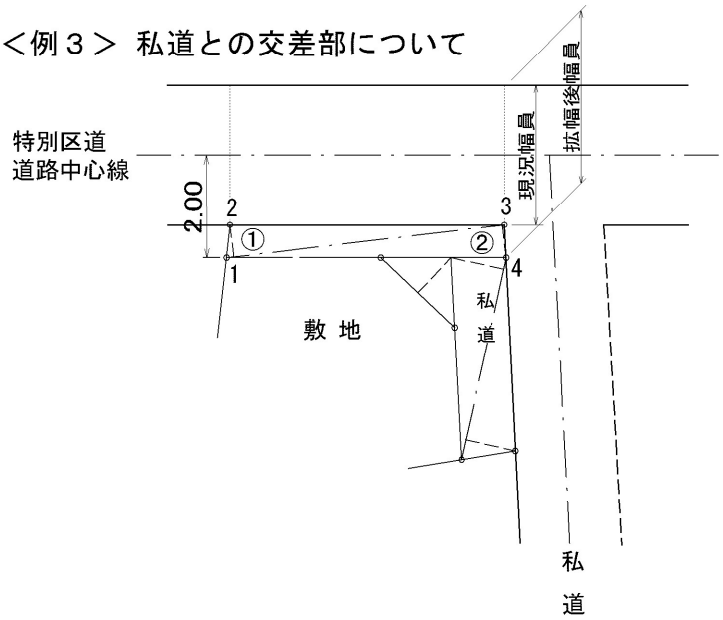
＜例２＞



・後退用地の①～③の各三角形の**三辺延長が記載**されていること（底辺と高さだけでは不足）

・始終点及び各曲がり点において、現況幅員及び拡幅後の幅員が記載されていること

＜例３＞ 私道との交差部について



・後退用地の1～4の各点が座標化されていること、または後退用地の①～②の各三角形の三辺延長が記載されていること

・私道との交差部については、①～②以外の部分は区道に編入しないため、求積は分けること

・始終点及び各曲がり点において、現況幅員及び拡幅後の幅員が記載されていること

担 当 係

渋谷区土木部企画管理課認定係

電　話　３４６３－２７７８（直通）

ＦＡＸ　５４５８－４９０８